日野市省エネ機器貸出要領

平成２４年２月２４日制定

令和６年５月２３日制定

（目的）

第１条　この要領は、家庭及び事業所・団体での節電・省エネルギーを啓発し、ＣＯ２排出量の削減を図るため、家庭用電力使用量測定機器である省エネナビ及びワットモニター（以下「貸出機器」という。）の貸し出しについて、必要な事項を定めるものとする。

（貸出機器）

第２条　貸し出しする機器は、以下のとおりとする。

（１）省エネナビ（中国計器工業㈱製ＣＫ－５型　１５０Ａ基本セット）

（２）省エネナビ（中国計器工業㈱製ＣＫ－５型　１５０Ａ太陽光発電用セット）

（３）省エネナビ用個別センサー（中国計器工業㈱製　ＷＨＣ－ＳＰ０３）

（４）ワットモニター（サンワサプライ㈱　ＴＡＰ－ＴＳＴ８）

（貸出対象者）

第３条　貸出機器を貸し出す対象者は、日野市に住所を有する個人・団体もしくはふだん着でＣＯ２をへらそう宣言を行った世帯に属する個人、ふだん着でＣＯ２をへらそう宣言を行った団体とする。

（貸出数量）

第４条　貸出機器は、１世帯につき省エネナビ１台、省エネナビ用個別センサー２台、ワットモニター１台を限度として貸し出すものとする。

（貸出期間）

第５条　貸出機器のうち、省エネナビ及び省エネナビ用個別センサーの貸出期間は貸し出し日の翌日から１２０日間、ワットモニターの貸出期間は貸し出し日の翌日から３０日間を限度とする。

２　前項の規定に関わらず、市長が引き続き貸し出しを認めたときは、貸出期間を更新することができる。

（申請）

第６条　貸出機器の貸し出しを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、日野市省エネ機器貸出申請書（第１号様式）により市長に申請するものとする。

（貸出決定）

第７条　市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査の上、貸し出しの可否を決定し、日野市省エネ機器貸出通知書（第２号様式）により申請者に通知するものとする。

（決定取消）

第８条　市長は、貸し出しを受けた者（以下「借受者」という。）が貸出機器を第１条に規定する目的以外に使用し、第三者に転貸し、またはこれを担保に供したときは、その貸出決定を取り消すことができる。

（費用負担）

第９条　貸出機器の貸し出しは、無償とする。ただし、貸し出し期間中における貸出機器の動作に要する費用は、借受者の負担とする。

（返還）

第１０条　借受者は、以下のいずれかに該当する場合には、速やかに貸出機器を市長に返還しなければならない。

（１）貸出期間が経過したとき。

（２）第８条の規定により貸出決定が取り消されたとき。

（３）その他市長が貸出機器の管理上必要があると認めたとき。

（損害賠償）

第１１条　貸出機器を故意若しくは重大な過失により損傷し、又は亡失した場合、借受者は、当該貸出機器の代替品又はこれに相当する代価を賠償しなければならない。ただし、市長が特別に認めた場合はこの限りでない。

（情報提供）

第１２条　市長は、借受者に対し、必要に応じて日野市省エネ機器使用報告書（第３号様式）等により電気使用量の情報提供等の協力を求めることができる。

　　　 付　則

　 この要領は、平成２４年３月１日から施行する。

付 則（令和６年５月２３日 日環環第148号）

 この要領は、令和６年６月１日から施行する。

第１号様式

令和　　年　　月　　日

あて先　日野市長

日野市省エネ機器貸出申請書

　下記使用条件に同意し、機器の貸し出しを申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 住　　所 | 〒　　　－　　　　 |
| ふりがな氏　　名（事業所名） |  |
| 電話番号 | 　　　　　－　　　　　－　　　　　 |
| 対象機器（該当にレ） | □省エネナビ（基本セット）□省エネナビ（太陽光発電用セット）□省エネナビ用個別センサー□ワットモニター |
| 貸出希望期間 | 令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日 |
| ふだん着でＣＯ２をへらそう宣言（該当にレ） | ふだん着でＣＯ２をへらそう宣言を□している　□していない |

　※ご記入いただいた情報は、省エネ機器貸出事業以外の目的には使用しません。

【使用条件】

１．貸出機器の設置及び使用の際は、取扱説明書をよく読み、正しく使用してください。

２．貸出機器の設置及び撤去は、原則として借受者の方にしていただきます。

３．省エネナビは、分電盤の容量が１５０Ａ以下のものに設置可能です。また、分電盤の形状により取り付けができない場合があります。

４．貸出機器使用にあたっての使用電力は、借受者が負担いただきます。

５．貸出機器の管理は借受者が責任を持って行い、改造、譲渡、転貸、質入、処分、目的外使用等はできません。

６．貸出機器を滅失または汚損した場合は、速やかに環境政策課へ連絡してください。故意または重度の過失の場合、賠償などをしていただくことがあります。

７．指定された期日までに必ず返却ください。返却は、環境政策課窓口までお願いします。

８．省エネナビを返却の場合は、使用中に蓄積したデータは消去しないでください。

９．機器返却の際は、感想や電気使用量など記載した報告書をご提出いただきます。

10．報告書にて提供いただいた情報、及び省エネナビに蓄積されたデータは、個人を特定されない範囲で省エネルギー啓発活動等に活用させていただくことがあります。

第２号様式

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　様

日野市長

日野市省エネ機器貸出通知書

　令和　　年　　月　　日付けで申請のあった省エネ機器貸出申請について、下記のとおり通知します。

記

　１．貸出の可否　　　可　・　否

　２．貸出期間　　　　令和　　年　　月　　日　から　令和　　年　　月　　日

　３．貸出機器　　　　□省エネナビ（基本セット）

　　　　　　　　　　　□省エネナビ（太陽光発電用セット）

　　　　　　　　　　　□省エネナビ用個別センサー

　　　　　　　　　　　□ワットモニター

　４．貸出条件　　　　日野市省エネ機器貸出申請書における使用条件を遵守すること。

　５．貸出できない理由

第３号様式

令和　　年　　月　　日

あて先　日野市長

日野市省エネ機器使用報告書

　貸出を受けた機器について、下記のとおり報告します。

|  |  |
| --- | --- |
| 氏　　名（事業所名） |  |
| 住居（事業所）の形態（該当にレ） | □戸建住宅　　□集合住宅　　□その他（　　　　　　） |
| 世帯（構成員）の人数 | 　　　　　人 |
| 対象機器（該当にレ） | □省エネナビ（基本セット）□省エネナビ（太陽光発電用セット）□省エネナビ用個別センサー□ワットモニター |
| 使用期間 | 令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日 |
| 貸出期間中に行った取組 | 例）エアコンのフィルターを月２回以上掃除する電気炊飯器や電気ポットの長時間の保温をやめる掃除機の運転モードを、畳やじゅうたん等場所で使い分ける |
|  |
| 使用しての感想 |  |
| 電気使用量 | （　　　月分）　　先月の使用量　　　　　kWh　　　　　　　　　今月の使用量　　　　　kWh　　　　　　　　　　　　削減量　　　　　kWh |

　※ご記入いただいた情報は、統計的に処理し、省エネ機器貸出事業及び省エネルギー啓発事業以外の目的には使用しません。